

平成 2 5 年 9 月 1 1 日 (水)

於・特許庁庁舎 1 6 階 共用会議室

産業構造審議会 第 1 回知的財産分科会
議 事 録

特 許 庁

1. 日時・場所

日時：平成 25 年 9 月 11 日(水)10－12 時

場所：特許庁 16 階共用会議室

2. 出席委員

野間口分科会長、青山委員、大淵委員、沖野委員、小林委員、末永委員、土肥委員、長岡委員、永野委員、中村委員、野坂委員、林委員、古谷委員、間塚委員、宮川委員、宮城委員、宮島委員、安田委員、山本委員

3. 議題

開会

羽藤特許庁長官挨拶

資料説明

- (1) 「日本再興戦略」等を踏まえた特許行政の課題と取組みについて
- (2) 特許制度小委員会及び商標制度小委員会報告書について
- (3) 意匠制度小委員会及び弁理士制度小委員会における検討状況について

討議

閉会

1. 開 会

○堂ノ上総務課長 おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会第1回知的財産分科会を開催させていただきます。事務局を担当しております総務課長の堂ノ上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は御多忙の中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。議事に先立ちまして、2点御報告がございます。

1点目は、本年の7月1日に行われました産業構造審議会の組織改編によりまして、本日より知的財産政策部会は知的財産分科会ということで名称が変更になりました。したがって、本日は第1回の分科会開催ということになります。

2点目といたしまして、新たに本分科会の委員になられた方につきまして、私より御紹介させていただきます。

まず東京大学大学院法学政治学研究科教授でいらっしゃいます沖野眞巳委員でいらっしゃいます。

○沖野委員 沖野でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○堂ノ上総務課長 次に、日本労働組合総連合会経済政策局長でいらっしゃいます末永太委員でいらっしゃいます。

○末永委員 末永です。よろしくお願いいたします。

○堂ノ上総務課長 永代総合法律事務所の弁護士でいらっしゃいます林いづみ委員でいらっしゃいます。

○林委員 林でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○堂ノ上総務課長 日本弁理士会会長でいらっしゃいます古谷史旺委員でいらっしゃいます。

○古谷委員 古谷史旺でございます。よろしくお願いいたします。

○堂ノ上総務課長 日本知的財産協会会長、また富士通株式会社取締役会長でいらっしゃいます間塚道義委員でいらっしゃいます。

○間塚委員 間塚でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○堂ノ上総務課長 日本テレビ報道局の解説委員でいらっしゃいます宮島香澄委員でいらっしゃいます。

○宮島委員 宮島でございます。よろしくお願いいたします。

○堂ノ上総務課長 また、本日は御欠席となっておりますけれども、慶應義塾大学法学部の教授で、弁護士でいらっしゃいます君嶋祐子委員、また京都大学大学院法学研究科教授でいらっしゃいます高山佳奈子委員、ワシントン大学ロースクールの教授でいらっしゃいます竹中俊子委員、以上の9名の方に新たに委員に御就任いただきました。

なお、本日、君嶋委員、竹中委員、高山委員以外に、片山委員、中鉢委員が御都合により御欠席でございます。

また、宮島委員におかれましては所用のために途中で退席されると伺っております。

それでは、これより先の議事は本分科会長でいらっしゃいます野間口会長に進行していただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○野間口分科会長 分科会の会長をしております野間口でございます。朝早くから皆さん、御苦労さまでございます。

それでは、議事進行に入りたいと思います。

本日はお手元の議事次第にありますように、議題が3項目でございます。まず、「日本再興戦略」等を踏まえた特許行政の課題と取組みについての説明を行った後、各小委員会の報告及び検討状況について取り上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、配布資料、本分科会の公開及び議事録の取扱い等に関しまして、事務局より確認をさせていただきます。

○堂ノ上総務課長 それでは、事務局から確認をさせていただきます。

まず、定足数を確認させていただきます。本日は議決権を有していらっしゃる24名の委員の皆様のうち、過半数を超える19名の御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づきまして、本日の分科会は成立となります。

次に、配布資料でございますけれども、お手元に資料1～6、参考資料1～4をお配りしております。落丁等がございましたら恐れ入りますが、挙手でお知らせください。

まず資料1「特許行政の流れ」という紙がございます。それから資料2といたしまして「特許行政の課題と取組み」、これもA3の紙でございます。資料3「「日本再興戦略」等を踏まえた特許行政の課題と取組みについて」という綴ったA4の横の紙がございます。資料4「特許制度小委員会の報告書「強く安定した権利の早期設定及びユーザーの利便性

向上について」ということでございます。資料5といたしまして、「商標制度小委員会報告書「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」」でございます。次に資料6、竹中委員から御提出いただきました資料、A4の紙が1枚ございます。

それから参考資料1、この「日本再興戦略」の抜き刷りがございます。参考資料2につきましては、知的財産政策に関する基本方針・知的財産政策ビジョンがでございます。それから参考資料3でございますけれども、「平成26年度知的財産関係概算要求等のポイント」でございます。参考資料4といたしまして、「平成26年度知的財産関係概算要求」という資料がでございます。参考資料につきましてはファイルの中に綴じ込んでございます。

落丁等がございましたら挙手の上、お気づきのときでも結構ですので、お知らせいただければと思います。

続きまして、本分科会の公開ですけれども、従前どおり一般の方々の傍聴を認めることといたしまして、特段の事情がある場合を除きまして、議事録と配布資料を特許庁のホームページにおいて公開したいと存じます。

また、議事録に関しましては、委員の皆様方に後日内容を御確認いただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○野間口分科会長 ありがとうございました。

2. 羽藤特許庁長官挨拶

○野間口分科会長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず最初に羽藤特許庁長官から一言、開始に当たりまして、御挨拶をお願いします。

○羽藤特許庁長官 おはようございます。本日はお忙しい中をお集まりをいただきまして、ありがとうございます。長官の羽藤でございます。

私からは、今回お集まりをいただくに当たりましての趣旨について基本的なことをこの場の挨拶を兼ねまして申し上げたいと思います。

ちょうど2002年に総理大臣が知財立国宣言をされ、そして2003年に知的財産基本法が施行されてから10年が経ちました。特許庁としましては、この政策枠組みの中で知財の創造、それから保護、活用、人的基盤の充実という、そういう大きな基本方針の中で、特に特許審査の迅速化と効率化に取り組んできたところでございまして、当時、審査待ち期間が26か月を超えておりましたけれども、目標設定の中で審査待ち期間は11か月に短

縮をするという、こういっためどがほぼたちつつあるということでありまして、これに至る間の関係者の方々の御協力にも、この場をお借りしまして御礼を申し上げたいと思います。

そして今日お集まりをいただいているわけでございますけれども、もう既にこの6月に先ほど来、冊子などでご覧もいただいておりますとおり、「日本再興戦略」、あるいは知的財産に関する基本方針が閣議で決定されております。基本的にはまず今後の10年、さらなる知財立国という方向、目途で私どもとしましても挙げられている取組み課題にしっかり取り組んでいくということに基本的には尽きておるわけではございますけれども、同時に、今回こういうふうにお集まりをいただきましたことは、特許庁として今一度自ら取り組むべき課題というものを主体的に、そして重点的に、あるいは迅速化ということで皆様方の御審議をお願いをいたしまして、取組みの重点化、加速化を図ってまいりたいと、そのように考えております。

特に、グローバル市場の中で我が国の産業競争力の強化ということを起点として考えていくということが非常に重要ではないかと思っております。委員の皆様にはお手許に、私のつたない文章ではありますけれども、メモを1枚紙で席上配布ということでお届けをしておりますので、改めて後ほどお目通しをいただきたいと思います。基本的な問題意識としては、例えば知財制度の国際調和ということがよく言われておりますけれども、これまでの特許行政がそういう意味での我が国の産業競争力にどのように貢献してきたのか、市場や製品やサービスがグローバル化していくという中で知財制度の国際調和の何を達成目標としてどういった具体的措置を講じていくのかということを改めて確認をする、そしてその中身を再構成していくということが必要ではないかというふうに思います。

また、最近では御案内のとおりアップル、サムスンの訴訟案件に見られますように、複数の錯綜する知財権から構成される製品やサービスをめぐる紛争、こういうことをとりましても、製品やサービスをどのように保護をしていくのか、こういう中での知財権の保護の在り方であるとか、あるいはクリアランスの在り方であるとか、一製品少数特許をめぐる製品とのタイプにおける違いなども意識をしながら知財制度のシステムにおける各国や各地域での取組みの差、こういうものがある中で我が国の制度やシステムとしてこのグローバルな環境の中で何を重点化し、あるいは加速化していくのかということをぜひ皆様の大局的な観点からの御意見をいただきながら特許庁としての重点化、加速化を図ってまいりたいと、そのように考えております。年内、お時間をいただきますけれども、いただき

ました御意見を私どもなりに整理をいたしまして、そして予算の中で重点的に具体的なものとしていくことはもとより、来通常国会では所用の法案の提出を内閣として国会にお願いをするべく、そういうことを含めて整理をさせていただきたいとそうように考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○野間口分科会長 ありがとうございました。

3. 資料説明

(1) 「日本再興戦略」等を踏まえた特許行政の課題と取組みについて

○野間口分科会長 それでは、長官の御挨拶を受けまして、議題に入らせていただきたいと思います。

先ほど資料の説明がありましたけれども、この資料に従いまして重要な点につきまして事務局からまず説明をお願いしたいと思います。

まず桂企画調査課長、お願いします。

○桂企画調査課長 それでは、私の方からまず御説明をさせていただきたいと思います。

資料1、資料2、いずれもA3の資料でございます。これに資料3は参考資料として少し参照させていただきながら御説明をしていきたいと思います。

資料1ですけれども、この資料は、この10年余りの特許行政の流れの全体を俯瞰する形で示したものでございます。グローバルな動向、課題、基本方針、それから特許庁の主な取組みと実績という横軸で整理をしたものでございます。

まず、グローバルの動向でございますけれども、この10年を振り返ってみますに、中国においては出願が爆発的に増加している状況でございます。例示としまして、特許の出願件数が2010年には39.1万件というデータを示してございますけれども、参考資料を後で御参照いただければと思いますが、12年には65万件ということで爆発的に増え続けております。中国におきましては、2015年に特許、それから実用新案、意匠の出願を合わせて250万件という目標を設定して、権利の数を増やす取組みを続けている状況でございます。それから韓国に目を向けますと、韓国企業の展開、躍進というのは目覚ましいものがございます。サムスン電子などは半導体、家電、あるいは情報通信機器の分野で日本企業を凌駕するような勢いを持ってビジネスを展開している状況でございます。また、ASEAN新興国の市場も非常に注目を集めておりまして、市場としての魅力はどんどん増大してい

る状況でございます。こういった経済のグローバル化の進展に伴いまして、模倣品被害も海外で広がっているという、こういう状況でございます。

また、経済活動に目を向けますと、オープン・イノベーションの進展が挙げられると思います。日本企業におきましては自前主義からオープン・イノベーションを取り入れる動きにどんどん移ってきているという状況でございますし、また標準化の重要性というのも叫ばれて久しいところでございます。標準化戦略と知財戦略を融合させた企業の戦略というのが非常に重要になってきているという状況でございます。

制度の枠組みについての変化でございますけれども、知財制度の調和も徐々にではありますけれども、進展を見ているところでございます。アメリカではアメリカン・インベンツ・アクトといった法改正によりまして先発明主義から先願主義への移行というのも実現したわけでございますし、またヨーロッパに目を向けますと単一効特許制度ができ上がりました。発効はまだこれからということですが、こういった大きな動きが出てきているという状況でございます。また、国際特許出願について日本の国際特許出願も大きく増加しているという状況が見てとれます。

こういった中で各国の特許庁、いずれも戦略的な取組みを強化している状況でございます。詳細な説明は省略させていただきますけれども、米国の特許商標庁でも 2010 年から 2015 年の 5 カ年の戦略計画というものを立てまして、例えば特許の質、それから適時性の最適化ということを目標の 1 つに掲げて非常に精力的な取組みを続けている、審査の順番待ち期間を 10 月、最終処分までの期間を 20 月に短縮するといった目標もその中で掲げられているところでございます。

欧州特許庁におきましても、トップレベルの品質を維持・強化するということで、品質を強化することを非常に重視し、そのために人材確保、職員のモチベーションと能力の確保といったことに精力的に取り組んでいる状況でございます。

中国におきましては、先ほど申し上げたとおり、権利の数を増やすという目標を掲げておりまして、それとあわせて知的財産権の創造水準の向上ということで、やはり特許審査の品質の引き上げといったことを目標に掲げて取り組んでいるという状況でございます。

我が国におきましては、皆様御承知のとおり、2002 年 2 月に当時の小泉総理大臣が施政方針演説の中で「知財立国宣言」を行いまして、その後、「知的財産戦略大綱」、「知的財産基本法」、それから基本法に基づきまして、毎年「知的財産推進計画」を策定をして、国を挙げて知的財産政策を推進してきたわけでございます。その中で、特許庁にとっての課題

としましては、当時、審査の順番待ちの期間が 2002 年度で 26.4 月、また審査請求期間短縮という制度改正の影響もありまして、そのまま手をこまねていると審査のスピードがより遅れるという状況の中で、2013 年度に審査の順番待ち期間を 11 月に削減するという大きな目標が掲げられたわけでございます。それとあわせまして、審査の効率化のためのいろいろな目標設定がされ、特許庁の大きな課題となったわけでございます。また産業界におきましても世界的視野での出願戦略ということで、グローバルな出願を増やすこと、あるいは審査の結果、拒絶になるものを減らす黒星 2 割縮減といった目標が掲げられたわけでございます。

こういった国全体の方針を受けまして、特許庁におきましては、審査体制の強化ということで、任期付審査官を 2004 年度から 5 年間、トータルで 500 名弱を増員させていただいて審査体制の強化を図ったわけでございます。また、まとめ審査・対面審査といった審査の効率化に加えて、審査の質に資する施策にも取り組んでまいりましたし、特許審査ハイウェイ、あるいは国際特許審査官協議といった国際的な取組みの充実強化、アジア等の新興国への協力、模倣品対策、地域中小企業支援、情報環境整備、IPDL サービスの充実、アウトソーシング、こういった施策に取り組んできたわけでございます。こうした施策に加えまして、またユーザーの皆様方のいろいろな御理解、御協力を得まして、何とか今年度末に審査の順番待ち期間を 11 月に短縮するという目標は達成できる見込みが立ったわけでございます。

お手数ですが、資料 3 の 9 ページをご覧くださいと思います。今御説明したような審査の順番待ち期間の推移のグラフが示されてございます。2012 年度末で 16.1 月、現時点では恐らく 14 月を切るぐらいまでのスピードになってきていると思います。このまま順調に行けば今年度末に 11 月という目標は達成できる見通しが立ってございます。

また A3 の資料のほうに戻っていただきまして、こういった過去の状況を踏まえまして、今年の 6 月、「日本再興戦略」、それから「知的財産政策に関する基本方針」という 2 つの大きな方針が閣議決定をされました。この「日本再興戦略」につきましては、同じく資料 3 の 55 ページ、56 ページに私どもの知的財産政策に関係ある部分を抜粋したものがございますので、御参照いただければと思います。「知的財産戦略・標準化戦略の強化」という項目の中で、「国際的に遜色のないスピード、質の高い審査の実現」ということで課題が掲げられておりまして、「任期付審査官の確保などの審査体制の整備・強化などにより今年度中に審査順番待ち期間を 11 か月とし、その後の権利化までの期間を 2015 年度中に 36 か

月以内とする。複数技術などの一括審査（まとめ審査）を今年度から開始する」。それから「新興国を含めたグローバルな権利保護・取得の支援」ということで、アジア新興国への人材派遣・研修受入れを強化するとともに、特許審査ハイウェイ、これは他国で特許となった出願を早期に審査する制度でございますが、その対象国を拡充する。また、製品などのデザインを国際的に保護しやすくするため、ハーグ条約に対応した意匠制度の見直しについて今年度中に成案を得て、その後、関係法改正案を速やかに国会に提出する。中国語特許文献について、特許庁がデータ受領後6か月以内に和文翻訳を民間提供できる体制を2015年度中に構築する、となっております。また、「企業のグローバル活動を阻害しないための職務発明制度の見直し」としまして、「企業のグローバル活動における経営上のリスクを軽減する観点から、例えば職務発明の法人帰属化や使用者と従業員との契約に委ねるなど制度の見直し、来年の年央までに論点を整理し、来年度中に結論を得る」ということでございます。

めくっていただきまして、スライドの56でございます。「グローバルトップ企業を目指した海外展開促進」の中で、「中小企業の国際的な知的財産戦略を支援する（特許出願に係る費用減免など）。」と示されております。また、「地域のリソースの活用・結集・ブランド化」のところでは、「地域団体商標の登録主体を商工会、商工会議所等に拡充し、利用価値の高い地域ブランドの保護を可能にする商標制度の見直し」が掲げられております。また、「国際展開戦略」、「海外市場獲得のための戦略的取組み」におきましては、中国、ASEAN等において「ビジネス環境改善と新規分野進出支援を実施する」という中で、具体的に知財保護強化等を進めるということが掲げられているわけでございます。

また、「知的財産政策に関する基本方針」でございますけれども、同じく資料3のスライドの58を御参照いただければと思います。大きな柱は4つありますけれども、そのうち私ども特許庁に深く関係しますのは1.と2.の「企業の海外での事業活動を支援するグローバル知財システムの構築」と「中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援」でございます。内容的には「日本再興戦略」と重複する部分が多くございますけれども、簡単に御紹介します。1.につきましては、アジアを初めとする新興国に審査官を相当規模で派遣し、我が国の知財制度を普及・定着させ、そのための基盤整備として特許庁の審査体制を整備・強化するというところでございます。それから、職務発明制度について、産業競争力強化に資するような抜本的な見直しを行う、あるいは一番下に、グローバル知財人材の育成・確保するため、工業所有権情報・研修館を活用するなど政府が主体となった

取組みを行うといったことが掲げられております。2. の中小・ベンチャー企業の支援のところでは、グローバル展開支援体制を充実する、あるいは特許料などの減免制度について思い切った要件緩和をする、知財総合支援窓口について相談機能を強化する、こういったことが掲げられているわけでございます。

A3 の資料1に戻っていただきまして、こういった国全体としての方針決定を受けまして、今後、私ども特許庁での取組みの基本的な視点としましては裾野を広げる、すなわち個人・中小企業・地域・大学に対する重点的な支援を行う、それからイノベーションを支えるということでございまして、技術・研究開発を資産として活かす戦略的な支援を行う、それからグローバルにも強いということで、世界最速・最高品質の知財システムの実現、それから国際調和・国際貢献、こういった基本的な視点に沿って具体的な取組みを進めていきたいと考えているわけでございます。

資料2を御参照いただけますでしょうか。資料2は同じく全体を俯瞰した図でございすけれども、左側の軸が総論、知財創造、知財保護、知財活用、人的基盤、関連課題というふうに整理をし直してございます。そして右から2番目の枠、「特許行政 今後の課題・取組み」の中で、今申し上げた3つの視点に基づきまして具体的な施策を列挙してございますので、ごく簡単に紹介をさせていただきます。

まず知財の創造の分野でございすけれども、中小・ベンチャー等の国内・国際出願支援強化としまして、特許料等の減免措置の拡充、それから知財総合支援窓口の強化、職務発明制度の在り方検討、地域団体商標主体拡充等でございます。また、知財の保護の視点ですけれども、審査官の増員としまして、平成14年度の要求で任期付審査官103名を要求してございます。これは今年度末でちょうど10年前に採用しました任期付審査官約100名の任期が切れることに伴いまして、その定員を補充して審査体制を維持・整備するという趣旨でございます。また、審査基盤の充実ということで検索環境を整備する、模倣品・海賊版対策を強化する、国際特許ネットワークの拡充・強化を行う、品質ポリシーの策定、国際展開を行う、意匠・商標の保護対象の拡充、付与後レビュー制度の導入、こういったことが施策として今考えているところでございます。また活用の文脈でも大学・公的試験研究機関の知財活動支援、あるいは対外的に検索環境を充実して提供させる、あるいは中小企業・ベンチャー等の支援強化を行う、これは創造の分野でも出てきた項目でございす。人的基盤としましては、グローバル知財人材の育成支援ということで、今後、人材育成でも大きく貢献をしていきたいと。それから、国際的知財研究者の育成支援、弁理士制

度の在り方の検討、こういったものが課題として挙げられてございます。関連課題としまして、特許情報システムの構築・運営、産業財産権情報発信力強化、TPP の知財章、こういったものが挙げられてございます。

以上、すでに閣議決定された国の方針に基づきまして、特許庁の今後の課題を一応整理してございますけれども、先ほど長官から説明しましたとおり、こういったものについて漏れがないか、あるいはどういった形で進めていけばいいのかといったことなどなどについて、いろいろと御意見をいただければということでございます。

説明は以上でございます。

(2) 特許制度小委員会及び商標制度小委員会報告書について

○野間口分科会長 それでは、山田審議室長。

○山田審議室長 続きまして、本分科会の下にあります各小委員会における検討について御報告させていただきます。

こちらはパワーポイントの資料3の62ページからご覧いただければと思います。

62 ページ、まず特許制度小委員会における検討を御報告させていただきます。昨年の8月から大渕委員長の下で合計5回、小委員会を開催いたしまして、お手元の資料4の報告書を本年2月に取りまとめております。報告書の内容は大きく2点ございます。

まず1点目は強く安定した権利の早期設定の実現に向けて、特許権の付与後のレビュー制度を導入することであります。審査順番待ち期間が11 か月までに短縮される見込みである一方、我が国企業のグローバル出願は急増しておりまして、特許が付与された後の一定期間、これは報告書では6 か月間としておりますが、その間に第三者の知見を活用して特許を見直す機会を与える制度、付与後レビュー制度を導入することが適切といたしております。

2点目はユーザーの利便性の向上であります。具体的には3点ございまして、まず1点目は特許法条約における救済規定に準拠した救済手続、出願審査請求の手続期間徒過に対する救済や、優先権に係る救済の規定を導入すること。2点目は、東日本大震災の発生に際し、諸外国が我が国被災者の特許等関連手続を救済するための措置を迅速に講じたことを踏まえて、我が国においても国内外で発生した大規模災害の被災者の特許等関連手続を救済できる規定を整備すること。3点目は、特許協力条約に基づく国際出願等の利便性向

上のため、現在は WIPO 名義の口座に納付している国際出願手数料等について、特許庁へ納付することが適当であるといったしております。これらにつきましては特許法等の改正を目指し、法案の準備を進めております。

次に 63 ページをご覧ください。商標制度小委員会でございます。商標制度小委員会は平成 20 年の 6 月から土肥委員長の下で通算 13 回小委員会を開催しておりまして、お手元の資料 5 の報告書を本年 2 月に取りまとめてございます。報告書の内容でございますが、まず「動き」、「ホログラム」、「色彩」、「位置」、「音」といったいわゆる新しいタイプの商標につきまして、国際的な動向や保護のニーズの高まりを踏まえて、文字や図形といった伝統的な商標に加えて新たにこれらを商標法の保護対象とすることが適当としております。

次に、現行商標制度におきまして地域ブランドを保護する制度として地域団体商標がございますが、近年、御当地グルメなど伝統的に地域ブランドとして認識されていなかった新たな地域ブランドが注目されております。こうした新たな地域ブランドの担い手である商工会、商工会議所、特定非営利活動法人等を地域団体商標の登録主体に追加することが適当としております。

続きまして、パリ条約 6 条の 3 による国際機関の紋章等の保護義務を担保している商標法の規定につきまして、国際機関と関係があると誤認するおそれのない周知商標等が、正當に保護されるよう、その要件を見直すことが適当としております。

これらを踏まえました商標法の改正を目指し、現在、法案の準備を進めております。

(3) 意匠制度小委員会及び弁理士制度小委員会における検討状況について

続きまして、現在小委員会で検討中の事項について御報告を申し上げます。

64 ページ、意匠制度小委員会でございます。意匠制度小委員会では一昨年の 12 月から大淵委員長の下で検討を進めております。昨年 6 月には本分科会の前身であります産構審知的財産政策部会におきましてハーグ協定のジュネーブ改正協定及びロカルノ協定に加入する方向性について了承いただきました。また、画像デザインについて法制面の具体的な検討を進めるとともに、先行調査負担の実態について調査することについて了承いただきました。その後、昨年 7 月から合計 3 回小委員会で審議をいただきまして、ハーグ協定につきましては国際公開による出願人の損失が生じた場合に金銭的な請求権を認めること、個別指定手数料の納付方法について一括納付方式を採用すること、我が国出願人による我

が国を指定した国際出願、いわゆる自己指定を認めることなどについて了承をいただきました。ハーグ協定につきましては小委員会での議論が実質的に終了しておりますので、今後は法制化の検討と並行して、ユーザーにとって各国で権利が取得しやすいように詳細な手続等について小委員会の下で意匠制度審査基準ワーキンググループの場で検討を進めさせていただければと考えております。

次に、画像デザインの保護拡充につきましては、昨年 11 月の第 21 回意匠制度小委員会では保護拡充の基本的方向性については一定の理解が概ね得られたところでありますが、その場で示されましたユーザーの懸念点にも配慮した具体案を現在、事務局において検討中でございます。今後、意匠制度小委員会での検討を再開する前に、意匠制度小委員会とは別に小委員会の委員長である大淵先生をお願いをし、大淵先生の下で短期間で集中的な検討を行うなど具体案の詰めを精力的に行っていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、ハーグ協定、画像デザインの保護拡充とも最終的には意匠制度小委員会において報告書を速やかに取りまとめた後、本分科会に御報告させていただきます。

続きまして、弁理士制度小委員会について、秘書課長から御説明をお願いします。

○米田秘書課長 続きまして、弁理士制度の施行状況等の検討についてでございます。資料 3 の最終ページ、65 ページに資料を載せておりますので、ご覧いただきながらお聞きいただければと思います。

弁理士法につきましては、平成 12 年に 80 年ぶりと言われる大改正を行って以降、弁理士の活動領域の拡大、弁理士の量的拡大、弁理士の質的向上を大きな柱といたしまして、14 年、17 年、19 年と計 4 回の法改正を行ってきたところでございます。これらの改正によりまして、弁理士の人数は約 2 倍となりまして、去る 6 月には 1 万人を超え、知財の複雑化・高度化に対応してきているところでございます。直近の平成 19 年法改正の附則におきまして、施行 5 年後の施行状況見直しが明記されておりますことから、今年がその 5 年後に当たるところでございます。また知財立国を標榜いたしまして、最初の知財推進計画が策定されてから 10 年経つ本年、知財推進の基本方針や知財政策ビジョン、知財推進計画において知財を支える中核人材である弁理士に対する期待は特に中小企業支援、グローバル対応、そういった面で非常に強いものが出てきているところでございます。

そこで、今後の弁理士に期待される役割を踏まえ、弁理士及びそれを支える弁理士制度のさらなる向上に向けまして施行状況を見直すため、当分科会の下に弁理士制度小委員会

を設置いたしまして、野間口分科会長御自身にも御出席いただき、また当分科会の委員でもある野坂委員、古谷委員にも御参画をいただきまして、去る 8 月 26 日に第 1 回を開催したところでございます。今後、月 1 回のペースで精力的に御議論を行いまして、年内に中間取りまとめを行い、要すれば次期通常国会での法改正につなげたいと考えているところでございます。

今後の方向性を示唆するものとして第 1 回でもかなり精力的な御議論をいただきましたので、その一端を御紹介させていただきます。

例えば、弁理士はこれまで量、質ともに改善されてきたと評価する、今後、グローバル化の中で知的財産及びその担い手の弁理士の役割は一層高まるため、弁理士が国内外で活躍できるような制度にすべきではないかといった御意見、またグローバルに強いという観点でございますけれども、我が国企業の外国への出願が増えていることに鑑みまして、企業の国際的なグローバル知財管理戦略を支え得る弁理士の育成策の強化が必要ではないかといった御意見、また裾野を広げるという観点でございますけれども、日本再興のために中小企業、地域経済の再生もポイントだが、そこにも弁理士の強い貢献が求められるのではないかと。中小企業に対応する弁理士には経営的視点への理解や知財についての幅広く何でも知っているという総合力が求められるのではないかと。こういったような意見がなされたところでございます。こういったユーザーの立場からの厳しくも熱い御期待が寄せられたところでございますので、これらを踏まえまして、今後の知財を見据えた議論を年内に精力的にできるよう、事務局としても努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

4. 討 議

○野間口分科会長 それでは、以上の説明に関しまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。本日、欠席されておられます竹中委員からは資料 6 に事前に御意見が出されております。

少し早めに退席される予定の宮島委員、もし御意見がありましたら、よろしければどうぞ。

○宮島委員 日本テレビの解説委員をしております宮島と申します。よろしくお願いいたします。

私は4年ほど前から産業構造審議会等でも成長戦略、前の政権や今の政権の成長戦略のベースになる議論に参加させていただきました。その中で知的財産というものが日本にとっていかに大事なもののか、この戦略を大事に考えることがどれだけ重要かということを実感しました。それから、今仕事の取材ではTPPが非常に大きな取材対象なのですけれども、このTPPの分野でも日本が攻めていける要素としてこの知財の分野は非常に重要なものだと思っています。言うまでもなく、日本は人件費は高いし、資源はないしという中で、日本が持っている能力としては技術力やアイデアというのはものすごく大事ですので、これをいかに成長や日本の利益につなげていくかという点から考えれば、本当に知財の分野で各国をリードできるかどうかというのは日本の次の成長を大きく左右するのではないかと思います。

そのためにはやはり各国のお手本というか、いろいろな国がついていきたいと思うような知財のインフラが必要なのだと思います。これは今進んでいる国に合わせるということだけではなくて、日本の独自のアイデアも必要だと思うのですけれども、それが日本独自すぎてガラパゴスになる、日本だけが考えているような方向なのではなくて、各国と協調したり、支持を受けて世界のスタンダードを引っ張っていけるような、そういった品質の知財システムが期待されていると思います。そんな中で今も御紹介がありましたように、商標の分野では幾つかの要素、色ですとか音などの要素で法律の改正の動きに向かっているということは、これはまさに流れに合ったことだと思います。さらに、今は御存じのようにアップルなどの製品を見ましてもその使いやすさやデザイン、そういったものがすごく消費者の心をとらえる時代で、これが本当に利益につながると思いますので、今、検討中というふうに伺っています画像デザインなどについても意匠法で保護すべきではないかと思っています。こうした分野でもやはりリードしていくことが各国に対しての日本のイニシアティブということにつながると思います。

審査の体制の強化についてはもちろん強化すべきだと思いますし、保護を強化するに従ってその分だけ企業に負担が行くという部分もあると思いますので、クリアランスなどの企業の負担にもできるだけ対応した共通のプラットフォームづくりなども大切だと思います。小委員会の報告にもありますように、強化に当たっては本当にただ人数を増やすということは今の日本の財政やいろいろな状況の中では厳しい面もありますので、どこは思い切っ

て簡略化し、どこについては力を入れていくかというところのめりはりをしっかりしながら考えていくべきだと思います。これに当たっては自分たちの組織のやりやすさですとか、企業の内向きの視点からではなくて、世界的な環境の変化に十分に目を配りながら日本で最もアイデアを持っていて、そして最も伸びる可能性があるところが世界で最大限に活躍できるにはどうしたらいいかという視点が大事だと思います。そうして知財が日本を成長につなげることに對して国民もものすごく期待していると思いますし、そういったところを優先しながら議論していきたい、私も意見を申し上げていきたいと思います。

ありがとうございます。

○野間口分科会長 ありがとうございました。

古谷委員。

○古谷委員 発言させていただきます。ただいまお話しいただいたことと重複する部分がありますのでその辺は割愛させていただき、平成 25 年の 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」、それを読みますと、世界最高の知的財産立国を目指すということを宣言されております。世界最高の知的財産立国を目指すのであれば、世界最高水準の迅速かつ的確な特許審査、これは特許庁の示されたペーパーにもありますけれども、その審査結果を各国の特許庁が見習うようなものとしなければならないと思います。そのためには、日本の審査官の数というのは 1700 人、それに対し、アメリカが 7000 人、欧州が 4000 人、中国が 4500 人、さらに数をどんどん増やそうとされております。そのことからしますと、圧倒的に審査官数が少ない。そればかりでなく、日本の審査官一人当たりの処理件数は極めて多い、こういう実情を鑑みますと、大幅な審査官増員をしなければ、先ほど申し上げた世界最高水準の迅速・的確な特許審査、これはかけ声だけに終わってしまうと思います。公務員の総定員法、これがあることは承知しておりますけれども、少なくとも任期付審査官の再雇用、または雇用の延長、これはどうしても必要です。増員できないのであれば、できないなりの知恵を使った仕組みをぜひお願いしたい。また、それをおつくりいただいたら私どもも賛成させていただきたいと思っています。さらに、迅速・的確な産業財産権情報の提供、検索システムの継続、中国、韓国といった文献、これらの対応の観点からも IPDL（特許電子図書館）、これが民主党政権下で仕分けに遭っておりますけれども、ぜひ復活させるようなことでもしていけない限り、世界最高水準の迅速かつ的確な特許審査は実現されないと私は思います。

さらに、世界最高水準の迅速・的確な特許審査をするために出願人に過度の負担を強い

ることは本末転倒であります。日本の審査が遅れていた時代につくられた審査優先の制度設計、先ほど御説明がありましたけれども、それらを今度は出願人優先に大きく舵を切らなければ、出願人は日本に出願する意欲を失うと思います。また、特許庁と裁判所の関係改善も必要です。せっかく特許権を取得しても裁判所で覆されるケースが増えていきますと、特許権取得の意欲も魅力も失われてしまうことになります。技術専門官庁である特許庁の判断を可能な限り尊重する、そういった仕組み、あるいは関係の改善、これをぜひ求めたいと思います。

さらに、日本には 421 万社の企業があります。そのうち中小企業が 99.7%、大企業はわずか 1 万 2000 社にすぎません。この中小企業の技術開発が進まなければ、日本の産業再生の活力は生まれないと思っております。しかし、中小企業には大企業のような人材も資金もありません。何が特許になり、ならないのかというような知識、情報すら持ち合わせておりません。今、大企業、中小企業、こういったところを顧客に持つ弁理士が目利きとなって顧客の利益を図っていくということはまさに弁理士、手前味噌になりますけれども、弁理士が果たさなければいけない社会的な使命であると思っております。今、弁理士制度小委員会、先ほど御説明がありましたけれども、弁理士法改正の議論が高まっておりますけれども、かかる観点からも議論をさらに深めていただきたいということを期待しております。

ありがとうございました。

○野間口分科会長 ありがとうございました。

宮城委員。

○宮城委員 日本商工会議所の宮城でございます。ありがとうございます。今、中小企業の観点からのお話が出ましたので、私どもはこの知財のことについては中小企業の振興の立場から御発言をしたいと思います。4 点でございます。

1 点は特許料の減免の話でございます。中小企業から言いますと、やはりこの減免制度の拡充については非常に要望が多いものでございます。私どもも東京商工会議所が昨年アンケート調査をいたしましたけれども、この減免制度についてはやはり 6 割を超える中小企業が要望していることもあります。ぜひとも中小企業の出願を幅広く促すという観点から、これは赤字法人とかベンチャーに限定されておりますけれども、要件緩和があってもいいのかなど。その例としてはアメリカのスモールエンティティに対する減免制度という制度が参考になるのではないかと考えております。

それから、2点目は中小企業の海外展開でございます。これは2つありまして、1つはやはり国際出願、工業所有権を使って身を守って海外へ出ていくということは非常に重要でございます。PCT出願等々について減免制度が導入できないか、これはペーパーに書いてありますので、我々として心強く思っておりますということでございます。それから模倣品の問題でございますが、模倣品というのは海外と言われますけれども、実は正直言うと模倣品は国内のほうが被害は本当は多いのですけれども、国内は自力でやりますということでございます。海外については、なかなか中小企業は自力では難しゅうございます。いろいろな強化がされていますけれども、私は民間交渉に外交官の方に入ってもらってもいいのかなと思います。コマーシャルアタッシェという概念があると思います。商務官という言葉になるのでしょうかけれども、外交だけをやるのが外交官の務めではなくて、やはり民間のそういう問題の交渉についても大使館の方に立ち会っていただいて、相手国に対する交渉力を高めるというところまで細かい工夫が必要なのかなというふうに思っております。

3点目は営業秘密の問題です。「知的財産」という言葉をこの会合にも介してありますけれども、工業所有権にかなり限定されているのではないかな。中小企業から見てもやはり営業秘密は大変な会社にとっての資産、経営資源で、特許とやはり営業秘密というのは実は連続的に考えています。海外に進出する企業から聞きましたけれども、特許を取って海外に行くというのは盾ではありますけれども、逆に自分の技術情報が流れるという意味ではリスクがある。だったら海外へ出るときに営業秘密として徹底的に守って海外に出ていくという形で知的財産を守って自分の営業活動を海外で守っていくというふうに考えている中小企業も非常に多いので、こういう場所で工業所有権制度と同時に営業秘密の保護制度、大分改善されてきて、裁判制度なども改善されて、私は実は高く評価をしておるわけですが、やはりこういういつも何が問題になってどういうふうに改善をしていけばいいのかということを営業秘密については議論をする場所がないような気がします。営業秘密についてもこの知的財産のこの会合でどこまで進んで、何が問題で、改善すべき点があるのかどうかとかということについて議論ができれば中小企業にとっても非常にありがたいというふうに思っております。実は中小企業の4分の1は営業秘密の流出、これは国外に限りませんけれども、国内でも経験をしておりますので、営業秘密の問題というのはかなりシリアスかなというふうに思っております。

最後、4点目でございます。これはもう簡単に、商工会議所に地域団体商標の登録主体

としての拡大、我々は大いに期待をしております。本当はことし実現するのかなと実は非常に強い期待を持っていたのですが、できるだけ早期に実現をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

大淵先生までお願いして、大変重要な御意見をいただいていますので、少し長官か課長のほうからコメントしてください。では、大淵先生。

○大淵委員 東京大学の大淵でございますが、本日のこの議論の文脈に絞りまして、また、知的財産法を専攻しておりますので、その専攻の研究者という観点を中心として7点ほどに絞って申し上げたいと思っております。

まず第1点目が、今回、装いも新たに、知的財産、「政策」も取れて、分科会ということで、まさに知的財産政策に関する中枢の審議会として、ますますこの審議会の位置付けが明確化されたかと思えます。やはり本分科会というのは知的財産に関する中枢の審議会がありますので、まさしくこの審議会がイニシアティブを執って積極的に問題を発見し分析し、議論をまとめて発信していくという、そのような中核的なイニシアティブをこの審議会が執っていくべきであって、そのための第一歩としてあるのが本日ここで始まっているこのセッションではないかと思っております。

それから第2点で、これは私が法律を専攻しているというところからますます痛感するわけですが、知的財産ないし特許の問題を考えるに当たっては、法律と技術とビジネスの3点というのは切り離し難く結び付いていて、この3つの視点を持たない限りは分析の体をなさないと思えます。特許というのは、特許法を見ますと発明の奨励のための重要なツールでありますけれども、この特許の働き方というのは、例えば機械、化学、電気等々幾つかの分野の個別のルールは設けていなくて、統一のルールを1つ設定しているけれども、やはりそれを当てはめていくと、ルールは1つだが、アプリケーションは各様ということでアプリケーションはいろいろ異なっております。そのような技術分野ごとの差もあれば、やはり特許権の働き方が、製薬のように1つ特許権があったらマーケットは完全にコントロールできるようなパターンでありますとか、あるいは1つの製品に多数の特許が非常に併存しているといういろいろな形の特許の働き方がありますので、そのあたりもビジネス分野ごとの議論と申しますか、総論も重要だが各論も重要だということはあるかと思います。

先ほども御紹介があったとおりに、そもそもグローバルな、外的な環境はどんどん変化していった、生物というのはおそらく環境変化に適応していかない限りは絶滅してしまうということであり、生物に例えるのはよろしくないのかもしれませんが、この審議会でもこのような環境の変化を鋭敏に察知してそれに適応できるような形に持っていくために、第3は、短期だけではなく中長期的な視点からの検討が必要であるということでもあります。短期の検討はもちろん必要なので特に言う必要もないかと思いますが、今言ったように特に外的環境がどんどん変化している中であっては、10年先か、場合によってはもっと20～30年先も含めて視野に入れない限りは、明日のことも考えられないということかと思えます。その点から見ると、2002年の知財立国ですとか2003年から10年という、非常にタイムリーな1つの区切りが来たかと思えますので、その観点からは、本質論と申しますか、先ほども、職務発明のことが出ていましたが、それについての本質論にも逃げずにきちんと正面から向かい合うということが必要ではないかと思っております。

次の第4点目が、制度というものには基盤と足腰が必要だということでもあります。基盤というのは法制度なので特に申し上げる必要はないかと思いますが、足腰というのは審査等を支えるマンパワーであります。これは極めて重要な点であります。これは前回のこの審議会のときに申し上げたときにあまりフォローしていただかなかったので少し寂しい気持ちがい었지만けれども、本日はもう既にいただいています。これは資料の6ページのようなのですが、「審査官人数の推移」ということではありますが、これは先ほどもありましたように審査待ち期間、FA、ファーストアクション11月という夢のようなものが実現する基盤にはこういうように審査官人数の推移、これは単純な算術の話でありまして、そういうものを実現するためにはマンパワーがなければいけないのであります。すべての知財政策というのはこのような足腰の上に成り立っているものだと思いますので、その点は引き続き実現に向けてご努力いただきたいと強く願っております。よく机上の空論と言われるのですが、私は、机上かどうかは別として、「机上の実論」というのを旨としております。実論でなければいけないと思っておりますが、知的財産政策論というのが実論たり得るためには、審査官定員というような足腰の部分への目配りが不可欠だと思います。皆様におかれましても、これが重要だというご認識はおありかと思っておりますが、きちんとまとまった形でクリアーに情報発信してこそ実現されていくものだと思います。

その次に、ユーザーの視点が枢要であるということでもあります。一言で言いましたら、「使えない制度は無意味である」ということでもあります。使われてこそ、ないし、使い物

になってこそ、制度は意味がある。これは、法制度一般もそうだし、裁判制度もそうだし、特許制度も全くそうだと思います。このために、各ユーザーからの、特に時々刻々と変化するニーズについてのインプットというものが非常に重要になってくるのではないかと考えております。「使えない、ないし、使い物にならない制度は無意味である」という点の典型例が、平成 23 年改正で、ライセンスの登録対抗制度が廃止されて当然対抗制度になったことがあります。やはり登録対抗制度はユーザーの使い勝手があまりに悪かったので使い物にならなかったために廃止のやむなきに至ったということだろうと思われま

す。6 点目で、グローバルな視点が不可欠ということです。今では小企業さえもというか、もしかしたら小企業こそがグローバルな視点がなければ生き残っていけないと思われま

す。日本国内だけではビジネスが成り立っていかないということです。先ほど言いました技術とビジネスと法律とありますと、技術はおそらく世界共通だし、ビジネスのほうもグローバル展開して共通だが、それに対して国や特許法というのは国ごとにモザイク状になっている。これは要するに、規制される側は全く 1 つだけれども、規制する側はバラバラだということです。こういう難しい中でもしも世界連邦ができて規制する側が 1 つになればすっきりと 1 対 1 になりますけれども、現状の下では規制する側はモザイク状という前提で進むしかないわけでありま

す。その中で、モザイク同士できちんと協力していこうというのがまさしく今回も強調されております国際協力ではないかと思いま

す。そうした前提で、できるだけ規制する側が協力して、規制される対象であるビジネス等の共通なものに対して世界一丸となって対処できる形に持っていくのが理想でないかと考えてお

ります。そして、そのようなグローバルな視点の中で、やはり日本らしい良さというものを

出していくというのが必要ではないかと考えております。よく日本の出願が減っている等と言われるのですが、やはり特許の力、インパクトというのは当該国のマーケットの大きさに左右されることは間違いがなく、大きな国であればそれは当然多数の出願を引きつけま

すけれども、そのような意味では、日本のマーケットはさほど人口も大きくないし、

少子高齢化で減っているわけですが、そのような中で魅力をもって世界からの出願を引きつけるとすれば、やはり日本らしい質の高さと、きちんとしたものをつくる日本らしさというところだと思います。そして、同様に、特許についても、質が一番日本らしさが発揮できるものであ

って、これこそが今後も、日本が最も誇り得るものではないかと考えてお

ります。

その次に最後になりますが、日本の良しの活用に続きまして、最後の点として、特許庁

の良さの活用で締めたいと思います。特許庁の仕事というのは裁判所の仕事に似ているとも言われるのですが、これはどのような点で似ているかというと、適正な手続に従って正しく事実認定をして正しく法律を適用する、これはまさしく裁判でやっていることと同じことをやっているわけであります。例えばですが、これはやや例としてよくないのかもしれませんが、先ほども出ていたように、裁判所が侵害訴訟の無効抗弁の判断において当事者が提出してきます引例に基づいて新規性・進歩性欠如ゆえの無効抗弁の成否の判断をしますが、これは司法判断で裁判所は得意とするところでありますが、よく考えますと、この抗弁の基礎になっているのは引例でありまして、引例を見つけるのは、民事訴訟だったら弁理士さんが見つけたり当事者が見つけますけれども、引例を見つけ出すというのはこれは特許庁等でないといけない高度な技術的な仕事であります。やっている仕事は裁判所と特許庁と似ていますが、この特許制度の一番基礎にある引例を見つけるということは特許庁等でなければできないものということです。法的問題である進歩性の判断や記載要件等というのは各国の特許法ごとに少なからず異なり得るわけでありますので、ハーモナイズと言っても困難な面もあり、できる面もあるしできない面もあるでしょうが、おそらく最も積極的に国際協調ができるのが事実認定的なサーチの部分であって、まさしく特許庁が一番、力を発揮できる場所だろうと思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

○野間口分科会長 大変重要な御意見を宮島委員から大淵委員までいただいたと思うのですが、ここで特許庁長官、総務課長から何かありましたら。

○羽藤長官 ありがとうございます。今、この場ですべてについてのお答えをということよりも、むしろ御意見をいただきながら引き続き考えてまいりたいと思います。今もお話がございましたように市場や製品やサービスがグローバル化をする、そういう中で一国一制度として各国がそれぞれの知財制度、特許権などを中心として制度が発達してきたという中で、我が国の産業界の競争力の強化をする方向で私どもが今、運営をしております特許制度、あるいは先ほどからお話がございますけれども、より広く知財やシステムがきちんとワークしているのだろうかということを改めて検証しながら政策を再構築していきたい、重点化、加速化していきたいと思っております。

中小企業についての幾つかの重要な御指摘もいただいております。特許料の減免については深掘りをしていくということで検討をしてまいりたいというふうに思っておりますし、海外展開につきましても、これをサポートする措置を強化していきたいというふうに考え

ております。これは成案を早期に得て、できるだけ早く実現をするということで取り組んでいきたいと考えております。

また、世界最高の知的財産立国を目指すという観点からそれぞれの諸課題を積極的に整理をするようにという、そういう御趣旨の中で各論についての御提言も先ほど古谷委員からいただいておりますので、引き続き個別具体的なアクションとして何ができるのかということの特許庁として考えてまいりたいと思います。

大淵先生からたくさん励ましのお言葉もいただいておりますので、引き続き御意見も、委員の先生方それぞれの御意見をまたいただきながらしっかり頑張っていきたいと思っております。ありがとうございます。

○野間口分科会長 私も4年ほどこの会に関係していますが、この場でいろいろな御意見があり、具体的な政策として人材の強化とか中小企業支援への配慮とかそういうものが進んでいると思っています。要求する立場から言いますと、まだまだという感もありますが、一步、一步ということが進んでいるのではないかと思います。

大淵先生に当てるのはちょっと早すぎたような感じがして、最後のところでまとめの形で御発言いただいてもよかったかと思うのですが、4人の方の御意見は、まだまだ課題はありますが、これまで以上に頑張ってほしいという方向ではなかったかと思います。

それでは、中村委員、青山委員、山本委員、小林委員、この名札が立っている順で御発言いただいて、また後ほどコメントいただけたらと思います。中村委員、お願いします。

○中村委員 中小企業、ものづくりの立場でお話ししたいと思います。3つほどあります。

中小企業が大企業に勝つためには特許が一番であります。これ以外にないと言っても過言ではないと思います。

2番目としまして、私はすでに海外展開をしております。外国へ行くと特許を持っているということで非常に尊敬されます。日本は、えっ、持っているのですかというような程度です。ところが、外国へ行きますと、まず特許を持っていますと言うと、それで仕事が動きだします。どうしてこれをつくったのですかと聞かれても、ノウハウは簡単には言わない、教えません。これを買いたいと思うなら、契約をしようと思うなら、教えましょう、こういうやり方で私は成功しております。

3番目、これで終わりですけれども、先ほど99%が中小企業だと言われましたが、これを動かさない限り1000兆円の借金は返せないと思います。ところが、私は皆さんに言いたいのですけれども、特許というのは資産の価値がありません。委員の中ではある、ある

と言っているのですけれども、私は確認しました。大手銀行、いろいろと私は付き合っているのですが、支店長さんと呼んでそっと聞いてみます。こんなすごい特許を持っている、資産として認めていただけますかと聞いても、資産とは認めませんと言われました。中小企業は特許の価値を認めてくれなかったら興味ありません。このところを直さない限りはどんなうまい規則をつくっても、尊敬されない特許などというのは、特許庁としてまずいと思います。もっと中小企業に特許の興味を持たせ、特許を資産として認めるような教育を日本全国の支店長にすべきだと思います。特許に金融界が興味を持っていないというのが最大の欠点だと私は思います。

以上です。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

それでは、青山委員。

○青山委員 ありがとうございます。実は何年かここに参加させていただいて、私の記憶の中では、今回初めて長官からペーパーが出ました。これは10年にわたる知財の成果と、そして今後どうするかという非常な危機意識と問題意識のあらわれかなというふうに思っております。そういう意味で、私は専門家ではないのでお話できることというのはなかなかないのですけれども、実は昨年暮れだったでしょうか、安倍総理が選挙を前にして、日本には、瑞穂の国には瑞穂の国にふさわしい資本主義があるのだ、真の豊かさを知る瑞穂の国にはふさわしい市場主義と、そして国民の雇用や生活を守ることを最優先させる資本主義があつていいのだというふうなお話があつて、やはりその具体化というのが今回のこの知財である教育、科学技術の推進、長期的な視野に立っての将来の世代のために投資する経済である、それが知財であるかなというふうに今思っております。そういう意味では本当に人材育成に力を入れる、そのハイロード戦略をぜひ具体化してほしい。

参考資料3のペーパーの中に本当にグローバル知財人材の育成の支援、これは新たな支援強化ということで新規の予算措置を要請しているということは非常に良いと思います。

1億5000万では少ないでしょうと私は思うのですけれども、ただ新規の予算要求というのは多分霞が関の中では大変なことだろうというふうに思います。従来ついている予算を拡大していくというのはまあまあですけれども、新しい予算をつけるというのは非常に大変なことだろうと思います。そういう意味では、今回、本当に将来にわたる世代の人材育成をしっかりとやっていかなかったら、今後は産業競争力にも打ち勝てないしという危機意識の中でこういうことを要求なさっていらっしゃるということで、これは非常に応援を

しなければいけないというふうに思っています。

それから、私はいわゆる消費者と一番皮膚感覚というかしら、消費者の代表というふうに思っていますので、そういう意味では国際競争力に打ち勝つのだ、経済産業力を高めるのだということはもちろんぜひでもやっていただきたいと思うのですけれども、でも、はてさてやはり内需を拡大する、日本の消費者をどうしていくか、日本の消費者に、やはり先ほどガラパゴスはよくないと仰った方がいらっしゃいましたが、高度な機械や何かを日本の消費者が享受したって悪くないでしょうというふうな思いが私自身はあります。そういう意味で内需を拡大していくというためには、参考資料3の中の地域ブランド育成の支援、これも新規の予算措置の依頼として1億になっています。こういうことを育成しながら、その結果がどういうふうに消費者に歓迎されて、それで内需を拡大していくか、そこまでやはり考える政策というものも必要になってくるのではないかなと、今回2点、新規予算措置ということがあるのでこれについては後押しをしたいというふうに思っています。以上です。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

それでは、山本委員。

○山本委員 先ほど宮城委員のほうから営業秘密のお話がありましたけれども、営業秘密に関して言えば、例えば罰金で考えると中国やアメリカやドイツは上限がありませんが、日本だと500万円以下の罰金ということがあります。そういった意味では本当に営業秘密を盗んだとしても、あるいは漏洩してしまったとしても、罰金・罰則が少ないというのはどうなのかなということがあります。

それに関連しますが、難しいことはよく存じ上げておりますが、特許侵害を行った場合の三倍賠償の話もございしますが、アメリカも三倍賠償で中国も三倍賠償を導入して、ほかの国がやっているからというのはどうかというのはありますが、日本で特許を取って、日本で特許侵害が行われたとしてもそのペナルティが少ない。私は、三倍賠償も民法との関係とかの整合性を考えれば難しいというのは重々承知しておりますが、世界の中で見たときに相対的に日本の知財の価値が下がっていくのではないかというのを危惧しております。

あと先ほど大渕委員のほうから環境変化を見て中長期的視点を持つことが重要という御指摘がございまして、まさにそのとおりだと私も思っております。これまでの知財というのは企業が守るということが非常に強く前提となっておったと思いますが、これからはむしろどんどん活用するというか、オープン・イノベーションの中でどんどん、ほかにも使

っていただくし、ほかの知財も使わせてもらうことがかなりトレンドになってくるのではないかと考えております。

例えば特許法 73 条とかは、共願の場合は相手方の同意がないとライセンスもできないというようなことを考えると、これはちょっと逆転させて、ただし書きがあればそれは変えられるわけですが、原則、どんどんライセンスができるけれども、ただし書き、ただし別途の定めがあれば別になるというようなことにしたほうがよいのではないかとということも考えられます。例えば大学と企業の共願もそうですし、大企業と中小企業が共願特許を持っているときに、中小企業は本来はほかの大企業にもライセンスをしたいと思っても、なかなか相手方の共願者が同意をしてくれないというような話はかなり聞く話がありますので、そういったことの御検討というのもしていただければと思います。

あと今回、職務発明の話が少しトーンダウンしているかもしれませんが、これまで議論されていた職務発明はどちらかというと帰属の問題と対価の話、報奨金の話がされています。いろいろところで私は申し上げていますが、今の職務発明は雇用を前提としておりますが、産学連携という立場で申しますと、大学は学生という雇用されていない人たちが発明をすることが多々ございます。これは私は非常に危惧しております、例えば明らかに国のお金を使った、NEDO ですとか JST のお金を使ったとか、明らかにそれを使わなければ成し得なかったような大学の設備を使った発明とか、あるいは大学病院の患者さんのデータで成し得た発明みたいなものもあるわけですが、その発明者が学生であった場合には、どんなに国のお金を使おうが大学の設備を使おうが学生のものというのはどうも実態にそぐわないのではないかなと思います。非常に危機感を持っていますのは、外国人留学生が来た場合には持って帰れるという、例えば東京大学に外国人留学生を送り込むときに、ある国などは、学生の発明は学生のもですねという事前の確認が入ったりすることもあります。非常に怖いなど、技術流出がどんどん学生を通じて行われるというリスクも考えなければいけないと思っております、これまで議論されている職務発明の話とは違いますが、雇用だけではなくて、例えば資金ですとか設備、そういったものも職務発明の対象に入るように御検討いただけないかというのが私の意見です。

以上です。

○野間口分科会長 ありがとうございます。大変いい意見だと思います。

小林委員。

○小林委員 まず最初に、特許庁から出ています資料 3 の 54 ページの政府の基本方針の

体制のところからちょっとお話ししたいと思うのですが、安倍政権になってから各省庁間の情報、あるいは政策そのものに横串を刺すという非常にいい方向に行っていると思うのですが、ただ、今回のこの産構審の知的財産分科会が、この絵の中にどこにどう位置しているのか。山本大臣の内閣府の知的財産戦略本部が一方であり、本質的な、じゃあ今後知財そのもののどこの領域に力を入れていくのだというのは、産業競争力会議が基本戦略は出すのでしょ、そのまたワーキンググループがあるという中で、じゃあこの産構審の知的財産分科会というのはどういう位置付けで、一体最終的に何をどういう形でまとめていくのか、あるいはファンクションとしてどこにあるのかというのがちょっとわかりづらいなというのがまず1つです。基本的な知財戦略を考えて行く中で問題として認識すべき事実、かつて日本のコンシューマエレクトロニクス産業が大変な苦戦をしながらも、特許でも標準化でも主導的に働いていた割には、結果として数年後にはほとんど韓国なり中国なり台湾なりにシェアを奪われてしまい、ビジネスとしては少なくとも収穫が得られなかったということがあります。こういう1つの反省も踏まえて、オープン・イノベーションも考えて行くべきです。薬なり製薬のほうでは、相当前から、オープン・イノベーションが十何年前から始まっていると思うのですが、外部の企業や機関と開発を進める中で、むしろビジネスも含めたところまで考え、オープンでシェアされたビジネスを目指すべきなのです。クローズするところとオープンにするところ明確にして研究開発やビジネスを進めることが重要で、知財というのはまさにその中でクローズにすべき部分をいかに仕掛けとして長期的に、戦略的に押さえていくかという作業だと位置付けられるかとは思いますが、そういう場合にはやはり産業競争力会議に考えて貰うべきかと思いますが、日本が今後新しい成長戦略を、今からやっていくのについても、我々企業サイドからしますと、新規製品とか新規事業は大体10年、20年やってももうからない事業がほとんどでございまして、例えばいい例が炭素繊維、これは東レさんは今それなりの収益を得ておられるでしょうけれども、三菱レーヨンとかはいまだに赤字なのです。ですから、例え、どんな知的財産で押さえたところで、やはり時間軸の相当長い考え方で物を考えておかないと、儲かり始めた頃には知財が失効しているということはザラにある。また、新たな戦略をしかけても、たった2、3年で物がすぐもうかるというのは確率的には相当低いのではないかと思いますので、そこを皆さんにお分かりいただく必要があります。産業競争力会議で、じゃあ次はヘルスケア、iPSだと言ってみたり、あるいはサステナビリティといいますか、環境問題、省エネに的を絞って、あるいはスマートグリッドと言ってみたり、あるいはビ

ッグデータとか、観光、あるいはインテグレートされたインフラストラクチャに対して今後の日本の成長分野であるという見方をしていますが、そういうものがあるなら、そこをかなり重点的に進める為に、やはり知財的にも人的にもそこに注力出来るようなトランスフォーメーションを進めるべきなのでしょう。今までのようないわゆるコンベンショナルな化学産業なり有機合成なり、あるいはエレクトロニクス、コンシューマエレキ産業なり、そういうところに相当集約されていたものを、あるいはヘルスケアの一部かもしれませんが、そこをやはり相当ときほぐして、新しい分野にどういう人員をどう配置するのかというグランドデザインが要るのではないかと思います。その大きなトリガーになるのが産業競争力会議というか、首相主導でやっているそういう会議体から下りてきた幾つかの活動になるのでしょうか、やはりその流れをフォローしていくという動きがあるのはかなり明確になっていると思いますので、ここ（分科会）はそのいい機会ですので、やっていただけたらと思います。

それと、やはり日本が強くなるためには、今言った、ある時間軸を設定してやるということも大切ですが、同時に、インターディシプリナリーといいますか、学際的というか、産業間の垣根を越えたところでの技術開発やビジネスが進んでいるということも考えておかねばなりません。もう今は自動車会社でも当然自分で電池を作るどころかエネルギーストレージという観点で見ても相当進んでいますし、野間口さんがおられますけれども、電機会社もそういう省エネについてはすごいエネルギーをかけている。化学会社でさえ太陽電池なども有機系の物質を使ってやっているというように、もうほとんど産業間の領域が、バウンダリーがなくなってデフューズしています。そういう中で、ますますそういう意味で、やはり政府といいますか、官の主導といいますか、戦略の明確化というのが必要なのかなという気がいたします。

中村委員の先ほどのお話で、中小企業等は特許がなければとうおっしゃっていましたが、大企業と言われているのも実態は大体中小企業の塊でございまして、やはりそれぞれのセクションのトップというか、やはりそれぞれいい仕事をしている場所というのは必ず人がいるのですね。ああ、あそこがあんなにいい仕事をしている、となると、それは大企業でもそうなのですが、何々さんという人が必ず出てくる。やはりそういう意味では組織論以前に、ある小さいユニットが結果を出すというのは最後は人だと思いますので、ぜひ人的なものは知的財産に限らず、検討を加えていただきたいものです。イノベーションというのは、まさに人ではないかなという感じがいたします。

もう一つ、青山委員のお話で瑞穂の国の資本主義が出ました。たまたま私は今、「目指すべき社会経済システムの構築に向けて」という諮問会議の下調査委員会の座長をやっております、そこで3つの論点が出ています。1つは、一体会社というのはだれのためにあるのだということ。リーマンショック前のアメリカ流で言えば、完全に資本家、シェアホルダーだけれども、日本の資本主義というのはやはり全てのステークホルダーズのものだといいますか、社員であり、お客様であり、取引先であり、全ての為にあるという具合に考えるとところがあるのではないかと思います。こういったところが恐らく瑞穂の国の資本主義だと言えるのかと思いますけれども、それを文章に書こうとすると、やはり従前の資本主義というのはあくまでアングロサクソンといいますか、アメリカ流であり、イギリス流のそういう資本主義でして、だからそこに余り立ち入るとややこしくなりますので、彼ら自身も金融政策上の BIS 規制とかそういった議論をやっているのですが、その中で米英的な株主至上主義的な考え方に代わるものとして、瑞穂の国の資本主義的なアプローチとしてということにもなるかも知れませんが、企業とステークホルダーのコミュニケーションとして単に財務的な数値だけを公表するのではなくて、やはり企業が持っている特許の将来性がどうか、どんな知的財産を持っているのかとか、あるいは社会的な非常に役に立つようなアイテムを活動の一つとしてやっているとか、なども積極的に公表して行くべきではないかという話が出ています。「統合レポート」という形でそれを推し進めようとしています、そういう中では知財というものをもう少し定量的に表現出来ないか、知財の持つ将来的な事業価値みたいなものも表示できるようなそういうレポートニングシステムというのが必要かなと、こう思っています。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

中村委員から小林委員まで、またまた大変いい御意見をいただいたと思うのですが、長官から。

○羽藤長官 あわせて木原技監からもコメントをさせていただきたいと思いますが、中村委員からございました中小企業の皆さんの資産価値を高めるということで、金融業界、あるいは金融行政との関係で何ができるかということ具体的なアクションとして考えたいと思います。

それから、瑞穂の国にふさわしいマーケット、今、小林委員からお話がありましたけれども、ある意味での日本の、あるいはこの知財をめぐっての制度やシステムを含めた

強みというのは何かということも具体的に考えながら、これからの課題をどのように重点化していくのか、加速化していくのかということを考えたいと思います。その際に内需の拡大というのも非常に重要な点であるというふうに思いました。

営業秘密のことにつきましても、先ほど宮城委員からもお話がございまして、山本委員からもお話がございましたけれども、この場で具体的などのような議論を整理していくことができるかということはやり方も含めて考えたいと思います。

三倍賠償のお話もございました。これも今の制度、そして特許庁だけでのリーチにはなかなか限界があるのは確かにございますけれども、改めて全体の課題の中で検討を、あるいは論点の整理を試みたいと思います。

共願ライセンスの点、これは特許制度の中での幾つかの課題の重要なものの1つだろうと思います。また、本質的な制度論との関係もあろうと思いますので、まず中で早速私自身、関係者をまず集めまして議論をしたいというふうに思います。

職務発明制度につきましても、非常に重要な御指摘をいただいたと思います。中小企業の皆さんがどのような環境下でリスクを取りながら投資をされ、発明、創意工夫を権利にされているのかということを改めて思いますに、この問題はどのような状況、環境、リスクの中でその知財が生まれるのかということを考える、そういう視点が職務発明の議論には不可欠なのだろうということを改めて感じた次第であります。現在、研究会での議論を重ねておりますし、また精緻な検討をということが我々の課題として与えられておりますので、アンケートなども特許庁として知恵を出しながら現状の把握にも努めまして、やってまいりたいと思います。

全体の体制のことにつきまして小林委員から御指摘がございました。この資料の 64 ページにございますのは内閣府、あるいは内閣官房という省庁横断の全体的な枠組みとしてこういう枠組みがあるということとの関係で申し上げれば、この場は経済産業省としての政策をどのようにまず固めていくのかという、そういう場としてここで御議論いただいていることとございます。当然のことながら、ここの議論での重要性、あるいは各省庁に関係をしていくアジェンダということにつきましてはそれぞれの事務局がございまして、私どもからしっかりとインプットをする、あるいはそれぞれの大きな枠組みの中での議論をフォローするというのをこの場でも御紹介をしながら詰めてまいりたいと思います。そういう意味での大きな戦略をよく意識をしながら議論をさせていただきたいと思っております。

木原技監からも少しコメントをさせます。

○木原特許技監 特許技監の木原でございます。

これまで、各委員の皆様からいろいろ応援のお言葉をいただいたことにまず感謝申し上げます。今回の4名の方、その前の4名の方も含めてそうでございますけれども、やはり特許庁は人でもっておりますので、審査官の増員の必要性というところでの御理解をいただいているというのは本当にありがたく、またそのPRが足りないのではないかというお言葉もあり、それについてしっかりとやっていかなくてはいけないと思っております。冒頭、長官から、また事務局からお話をいたしましたけれども、これまでの10年というのは審査のスピードを求め、早く審査に着手をするということでありました。それでは、今後の10年をどうしていくのかということですが、もちろん審査の着手を引き続き早くということはありますけれども、加えて権利設定までも含めて早くすることが重要であるとまず考えております。また、今回うたっております「世界最速、最高品質」の「最高品質」の点で、まず他国でも通用する安定した権利を設定するということが大事であります。そして、多くの委員さんの御指摘等がありましたように、活用できる特許を設定していかないとだめだと思っております。そのため、審査官がしっかりと、もちろん特許法に基づいて特許を付与するということでもありますけれども、また、これはもちろん出願人の方、代理人の方の御協力もいただきながらであります、活用でき、そして世界で通用する安定した特許を迅速に付与していけるように頑張っていきたいと思っております。また、必要な審査官をしっかりと確保させていただいて、途上国への協力などにもしっかりと取り組みたいと思っております。日本の制度・運用をうまく送り出していくというのはなかなか難しいのですが、例えばミャンマーなどはこれから特許法をつくるという国でありますので、そのような国に対してもしっかりと日本流の制度を植え付けていく協力をするというようなことも重要だと考えております。ASEANはこれから日本の企業の皆様にとって非常に重要な市場であると思っておりますので、その地域への協力も頑張っていくということでございます。審査体制、審査官体制をしっかりと確立して、国内はもとより海外に対して必要な施策を実行していくということが大事と理解しております。

それから、小林委員のほうからもお話がありましたけれども、企業の活動がインターアクティブになっていくということで、業界の中でもいろいろな違う業種のほうに進出しているということでございます。日本特許庁には現在、年間34万件の特許出願があり、あらゆる分野の技術情報を特許庁は持っております。そして、1700人の審査官は審査等を通

じてそれをじっくりと見ておりますので、各分野における技術の流れを常に把握しております。そのような審査官能力を活用しながらお手元の資料の資料3の36ページから37ページにありますように特許出願技術動向調査というものを特許庁はこれまでに実施し、非常に注目を浴びている技術についてその動向調査をして、その結果を発信しております。今後は、この調査にもっと力を入れさせていただいて、それが政府の中でも今後注力すべき分野を評価する指標になるような、参考資料になるような役割も果たせるようにしていきたいと思っております。また、企業の皆様にもどんどん御活用いただいて、今後のR&Dの方向性の検討に資するようにしていきたいと考えております。そのため予算の面でも、これまで大体6億弱ぐらいの予算でやってまいったのですが、来年度はそれを倍増する要求をさせていただいているところです。

ちょっと長くなりましたが、よろしく御理解いただきたいと思います。

○野間口分科会長 先ほど小林委員のほうから、戦略本部等との関係というお話がありましたけれども、この競争力会議等で大きな力点を置くべき課題等が明らかになりますと、各省庁はそれに向かって頑張ると思うのです。本日も各省庁から多数の方が来ておられて聴講しておられます。特許庁は日本にひとつしかない特許行政の執行部隊だと思いますが、そういう意味で各界の委員の皆さん方の御意見を反映しながら、具体的な国の大きな方向付けに伴う知財の課題に対応していくというように御理解いただければと思います。

「コントロールされている」という表現が最近有名ですが、進行の方はアンコントロールでございまして、もう時間が来てしまったのですが、せっかくの機会ですので皆さまに御発言いただきたいと思います。名札を立てていただいた安田委員、末永委員、野坂委員、長岡委員、間塚委員、宮川委員の順で、すみませんが、2分ずつぐらいで、あとまた長官にお答えいただくということで、安田委員お願いします。

○安田委員 工学系私立大学から来ているのは私だけなので教育の話だけさせていただきます。教育の話は15ページ、16ページ、17ページぐらいところに載っておりますけれども、一番大きな問題は小学生、中学生の理科離れ、数学離れということで、ものづくりに大切なものを考えるということが減ってきているということだと思います。いかにものづくり、知財づくりということが大事だということを教えていただくことが大事ではないか。特に一番大きな問題は、小学校、中学校で理科系、文系というのは余り区別はされていないと思うのですけれども、やはり本人がそういうことを感じていて、何となく知財は理科系みたいな議論が多い。それから、女性に対してなかなか知財というものを親し

みを持って考えてもらっていないのではないかと感じます。そういう意味で1つ質問は、今審査官は女性率何%か教えていただきたい。要するに女性の審査官の方々がそういう小学校、中学校の教育の中でいかにうまく活躍していただいて、知的財産が大事と教えていただいて、全員がそれを持ってくれるようになって欲しい。さっき銀行の話が出ましたけれども、銀行の方々はもうかりそうな話となったら、知的財産があるかどうかということに気にしていただきたいのです。初めから知的財産というのは何だ、どうしてそれを持つのはいいことかということをやむ小さいころから教える体制というのを特許庁のほうが進めてつくっていただければというふうに思います。

もう一つは教育に関わる話ですけれども、特許庁が一番言葉のシソーラスはお持ちなのですね。学会長のときにいろいろ議論をしたのですけれども、やはり論文のキーワードと特許のキーワードというのがうまくマッチングできるということがぜひ大事なので、学会のほうはなかなか総花的に見られないので、特許庁の方々が、特許庁ではこういうシソーラスを使っているよということをやむ大々的に見せていただいて、そしてそれをやはり守ってもらうように、学会のほうでもですね、あるいは利用してもらうようにということをやむやむいただければありがたいと思います。

以上です。

○野間口分科会長 末永委員。

○末永委員 私からは職務発明についてでございます。職務発明については現在、研究会で議論しているところでございますのでその行方に委ねたいと思っておりますが、いろいろ御意見がございましたので、発言させていただきます。

現行法では発明者と会社の交渉力の格差があるという実情から、使用者が受けるべき利益の貢献度を勘案した利害調整を行っている強行規定である 35 条の 3 項、4 項があると思っております。それは現行法の発明の奨励、ひいては産業の発展といった目的にもかなうものだと考えているところでございます。しかも、2004 年の特許法改正以降、現行規定に関する判例の蓄積もないような状況でございまして、したがって、現時点では早急な見直し実施を行うのではなく、現行規定の趣旨を維持しながら、様子を見ながら、企業のグローバル活動を阻害しない方策というものについて検討していくべきだと考えます。

それともう一つ、抜けているものをということなので申しますと、皆さん言われているように、10 年前に比べて知財を取り巻く構図というのが急速に変化しているというわけでございますけれども、技術と競争力の関係というのは変化しております。私もイノベーシ

ヨンの研究会にも出ておりますけれども、イノベーションは顧客の近くにあるという、いわゆるユーザーインということが定着しているところになっているところでございます。そういった中では高い技術とか難しいようなものではなく、そういったものではないものがより重要になってきているのではないかと考えるところでございます。先ほど商工会議所さんのほうから営業秘密という話がありましたけれども、そういった裾野を広げるようなものについて今後検討をしていく場を設けるべきではないかというふうに考えます。

以上です。

○野間口分科会長　では、野坂委員。

○野坂委員　読売新聞の野坂です。皆さんの意見を拝聴いたしまして、大体特許行政に関する問題意識、課題についてはほぼ共通していると認識しております。さらに、今回出てきたテーマについて深く掘り下げる必要があると思っております。

その上で申し述べたいと思いますが、今現在、アベノミクス、第三の矢が本当に効果を持つのかどうか大変重要な段階に差し掛かっています。先ほど小林委員からも政府の体制についての 54 ページの表について指摘がございました。確かにこれを見ると、果たしてこの分科会、大きないろいろなものが動いている中で埋没してしまうのではないかという懸念もあるかと思っておりますけれども、私はそうではないと思う。経産省及び特許庁に対するエールといいますか、激励をしたいと思っておりますけれども、成長戦略というのは何か、これは民間企業が政府を頼る、そういうものではないわけですね。あるいは、政府が予算をばらまく、それで成長が促進されるわけではなくて、あくまで根本は民間企業が創意工夫で自らの強みを活かし、グローバルなマーケットをとりに行くことでしょうし、とにかく民間企業が活動する、活発になるということが根本であります。霞が関の好きな言葉で言えば、成長戦略が一丁目一番地だと私は思っております。そういう気持ちでこの知財戦略を練らなければいけない。

なぜかと言いますと、知財戦略は産業競争力の強化はもちろんですけれども、国内の空洞化に歯止めをかけるとか、地域の活性化を図るとか、雇用の拡大、すべてに絡んでくる。いろいろな委員の方がおっしゃった日本経済を支えるべき中小企業にも当然かかわってくる、そういう意味でありまして、成長戦略、本当に重要なものは知財戦略であると思っております。ぜひここで議論をまとめ、産業競争力会議とか諮問会議とか再生本部に対してこういう知財戦略が望ましいのだ、日本経済はこうあるべきなのだ、そのための支える制度として特許制度をこういうふうに変えるべきなのだ、あるいはマンパワーの充実につい

でも積極的に物申していくことが非常に問われているのだと思っております。

以上です。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

では、長岡委員。長岡委員、間塚委員、宮川委員、林委員で終わりにしたいと思います。

○長岡委員 一橋大学の長岡です。今日はこういう機会を与えていただいて、どうもありがとうございます。

2点だけで、1つは今後の取組みということで、世界最速、それから最高品質ということなのですが、スピードと品質とは非常にトレードオフ関係があつて、私の個人的な意見としては、これからは品質のほうだというふうに考えております。米国特許庁は非常にはっきりしてしまつて、タイムリー、適時性の最適化というふうに言つてしまつて、早いほうがいいというふうに考えているのは日本特許庁だけである可能性があると思います。ですから、昔は非常に滞貨が多くて遅かつたということは事実ですけれども、FA11 でもうそれは基本的には実現されてきた。むしろユーザーのほうに選択肢を持たせて、クオリティが高いものを幅広く保護できるような方向で支援をされたほうがいいのではないかと。そのためにはユーザーにアメリカのように選択をさせる、あるいは料金制度をそういうふう工夫をするといったようなことも考えられるのではないかとというのが1点目です。

それから2点目は、やはり研究開発の根幹は発明者でありまして、職務発明制度というのが発明者の保護というふうに考えられておりますけれども、私は現状はむしろ対立関係をもたらしている面が非常に強くて、特許庁ができることとして、やはりいい発明をもっとコメモレートするといいますか、表彰制度というのがありますけれども、もう少し、特許庁は発明をまさに評価する制度でありますので、そういう能力を活用して企業が発明者を評価しやすくなる、あるいは社会がいい発明をした人を評価しやすくなる、そういう形での貢献をもっと強化するというのが非常に重要ではないかと思っております。その2点です。

○野間口分科会長 では、間塚委員。間塚委員、宮川委員、林委員をお願いします。

○間塚委員 日本知的財産協会の間塚でございます。JIPA から3点ほどお話し申し上げたいと思います。

第1点目はもう既にいろいろな皆さんからお話がありましたけれども、日本の産業界は、中小企業を含めてグローバルなビジネス展開、これが前提になっているわけでございます。それから、オープン・イノベーション、産官学あわせてこういった研究開発への取

組みというようなことも今、急速に広がっているというふうに思っております。こういった産業界共通の課題に併せて、商品やサービスの特性などの違いから、産業種によって事情の異なる課題も多々ございます。各施策について JIPA との意見交換などをぜひ今まで以上に密にお願いしたいというふうに思っております。JIPA は 1200 以上の企業が加盟しておりますので、各国のビジネスの実態というようなものもきっちりと把握しております。最新情報も提供することができますので、日本が勝てるよう、ぜひ御支援を頂戴したいというのが 1 点目でございます。

それから 2 点目でございますけれども、制度を検討する場合、権利保護の在り方がまず検討されるという場合が多いのではないかと思いますけれども、産業財産権法の目的はイノベーションの促進を通じた産業の発展にありますので、権利保護のありようが産業全体にどのような影響を与えるのか、またそれが国際的にどのような意味を持つのかといったこともあわせて複合的な視点で議論するということが重要なのではないかとこのように思います。

3 点目は個別の検討課題でございますけれども、まず日本の産業界の国際競争力、これが高まるような国際的な審査の枠組みづくり、あるいは各国への働きかけなど、我が国の知財システムがスタンダードになれるような御努力をぜひ継続していただきたいということでございます。それから、職務発明制度でございますけれども、今まで申し上げましたようにグローバルなイノベーションと研究開発のスピードということが重要でございます。研究開発、あるいはビジネスというのは一人の発明者を盛り立てて頑張れ、頑張れと言って成功するようなものではございません。チームとして、組織として今総力戦でやっているというのが実態でございます。現在の制度の枠組みがつくられたのは大正時代でございます、大きな時代のやはり変化が起こっているわけでございます。企業側がイノベーションを起こしてビジネスで勝てるようなインセンティブの施策、これを自由にできるというようなことが重要なのではないかとこのように思っています。

以上でございます。

○野間口分科会長 では、宮川委員。

○宮川委員 では 1 点だけ短くいたします。先ほど特許庁の方からの御説明で、弁理士さんが知財戦略の中で重要な役割を占めているという御発言がありましたが、私としてはやはり法律家の役割というのも余り軽視されるべきではないと考えております。と申しますのは、やはり先ほど山本委員からの御発言がありましたように、これまでの権利を守ると

いうものから権利を活用していくということになりますと、やはり第三者にライセンスしたり、第三者と共同で製造を行ったり、海外に打って出ていくということで、その持っている権利を活用していく中でどうしても契約書というものが必要になってまいります。多くの企業の方は素晴らしい権利を持っていながらどうしてこんな契約書を結んでしまったのかということで大変な失敗をすることもございますし、あるいは裁判をせっかく行ったのにその戦略の失敗によって勝てるものも勝てなくなってしまうということもございます。また、登録をしないで保護をされる営業秘密のようなものは出願ということよりは、むしろ会社の中の管理体制を整備していくということでいろいろな管理規約の作成も必要になってまいります。そういう意味では微力ながらやはり弁護士としてもこの知財の保護、そして中小企業や日本の企業の方たちのグローバル化、ますますの知財の活用のためには何かお力になれるのではないかと考えていますので、こういう政策の中にやはりそのような視点も入れていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○野間口分科会長 では、林委員。

○林委員 ありがとうございます。私から2点申し上げたいと思います。

まず1点目、長官御指摘の「大きな視点」でございますが、確かにこれまで十数年、2002年以来、多くの計画が立てられ、それが実現されてまいりました。しかしながら、ビジネスとしては中・韓に負けたという結果がございます。なので、ビジネスとして中・韓に負けた反省、その失敗を分析して理論的に戦略を練るということが必要だと思います。「10年ビジョン」と言っても、企業の方から、せいぜいこれは2、3年の話ではないのかというような御意見も出ているぐらいでございます。中・長期的な計画を立てるには理論が必要だと思います。そのためにはUSPTOのようなチーフエコノミストオフィスを特許庁にも設ける必要があるのではないかと思います。これが1点目です。

2点目ですが、今、宮川委員からもお話がありましたように、知財制度の中核を担う者としては弁護士もでございます。これまでの取り組みの中でも日弁連としても数々の提言や御協力をしてまいりましたし、特に2002年に知財立国が宣言されましたときには日弁連会長が自ら本部長となりまして知財政策本部をつくり、3年間のプロジェクトチームでの検討を経た末に、2005年に「弁護士知財ネット」という全国組織を立ち上げております。弁護士知財ネットは、北海道から沖縄までの弁護士がメーリングリストでつながって皆様からの御相談があればそれに即座に応じる体制になっております。2011年からの知財総合支援窓口にはこの会員が多く専門人材として登録しまして、特に今年から始まりました中

小企業の海外進出のための取り組み、中小企業の海外での立ち上げからライセンス契約や M&A まで含めまして様々なビジネスの形を具体化する契約書作成のための実務を、極めて破格のボランティア価格で経験豊富な弁護士が対応するということを既に実施しておりますので、これからもこのような活動を続けていきたいと思っております。

以上です。

○野間口分科会長 ありがとうございました。

大変皆さん熱心に御議論いただきまして、営業秘密の問題とか知財の資産価値化の問題とか、特許庁というよりも我が国の産業戦略、事業戦略にかかわるような課題までお話しいただきました。また、今日は特許庁から長官を初めいろいろ対応の方向を示してもらいました。特許庁として取り入れてやるべきことはどんどん具体化してやっていただけると私も思います。それから先ほど、少し本日の会議を超えるような課題、問題提起に対しては、長官を初め、経済産業政策の中でも影響力の大変大きい人がいますので、いろいろな機会に情報発信していただきたいと思います。私もまた私の立場でいろいろ意見を申していきたいと思います。もっと頑張る必要はあるけれども、今までかなり頑張ってきたという御意見もいただきました。皆さま方の御理解と御支援のおかげでありまして、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

長官の話のようなことを言いましたけれども、最後に長官、締めとして御挨拶をお願いします。

○羽藤長官 本当はきちんとお答えしなければいけない点があるのですが、今、木原技監が確認しましたが、先ほど人数、女性比率の話がありましたので。

○木原技監 安田委員のほうから御質問があった女性比率でございますが、約 13%でございます。理系の女子学生から非常に人気のある職種だと思っております。ちなみに 26 年度の採用予定者数は特許審査官と意匠審査官をあわせて 41 人でございますが、そのうち女性の占める割合が例年よりも高くなる予定ですのでさらに女性比率が増える方向にあるというように御理解いただければと思います。

○野間口分科会長 それでは、沖野委員を初め土肥委員とか皆さん、いつも大変貴重な御意見を賜る方にちょっと時間の関係で御発言いただいていませんが、またいろいろな機会に御意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、お約束の時間が来てしまいましたので、本日の御意見を整理してもらって、今後の検討に活かしていただきたいと思います。

それでは、本日の事務局からの説明にありました、特許制度小委員会の報告書「強く安定した権利の早期設定及びユーザーの利便性向上に向けて」という報告、それから、商標制度小委員会の報告書「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」という報告、皆さま方からの御意見の中にもこれにかかわるものが少なからずございました。大方、この報告書を御了承いただいた上での御意見とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○野間口分科会長 ありがとうございました。

次に、意匠制度小委員会の検討につきましては、ハーグ協定への加盟に向けた検討については、事務局において、法制化の検討と並行して、詳細な手続等について小委の下での意匠制度審査基準 WG にて進めていただくとともに、画像デザインの保護拡充についても、先ほど事務局から説明がありましたように具体案の詰めを精力的に進めていただければと存じます。具体的な検討の進め方については事務局に御一任いただければと存じますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○野間口分科会長 ありがとうございます。

それから、意匠制度小委員会及び弁理士制度小委員会におきまして報告書がまとまりましたら、本分科会に報告をいただくようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会第1回知的財産分科会を閉会いたします。

いつものとおり大変御熱心な討議をいただきまして、ありがとうございました。今後のスケジュールにつきましては、本日を含め、3回、4回、分科会を開催して議論の取りまとめを行っていきたいと思っております。スケジュール等に関しては事務局のほうから追って連絡いたしますので、その節はよろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたりまして御審議、本当にありがとうございました。

○羽藤長官 ありがとうございました。

5. 閉 会

以上

<この記事に関する問い合わせ先>

- ・ 特許庁総務部企画調査課
- ・ TEL : 03-3581-1101 内線2154
- ・ FAX : 03-3580-5741
- ・ E-mail : [お問い合わせフォーム](#)